

フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書(フィルタリングサービス不要申出書)

申出者
(保護者)

住 所

氏 名 印

電 話 () - (※1)

私は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」第十七条第一項ただし書きの規定により、下記の理由があるのでフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出ます。(※2)

記

● フィルタリングサービス不要理由

 <small>上記欄の中に右の不要理由 番号を記入してください。</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年本人が仕事をしており、加入すると仕事上著しい支障が出るため 2. 青少年本人の障がい、病気により、加入すると生活上著しい支障が出るため 3. 有害情報を閲覧等することがないよう、申出者(保護者)が青少年本人による利用状況を把握するため
---	---

● 契約申込者

契約申込者名 (未成年など)	フリガナ 氏名	年 齢	才
住 所	〒 -	生 年 月 日	大・昭・平
契約携帯電話番号	() - / 新規に契約する回線	年 月 日	

● ご確認事項

1. インターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。

また、インターネットのご利用により以下に例示するような危険性が存在しますので、フィルタリングサービスを利用されない場合や利用を中止される場合は十分にご留意ください。

(1)出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケースが多いこと。

※「出会い系サイト」にかかわる事件の検挙数のうち、携帯電話を利用したサイトアクセスが全体の約99%を占めます。さらに被害者のうち18歳未満の未成年者の割合が約83%を占めています。(平成22年2月警察庁発表)

(2)プロフ、SNS等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやりとり等により、個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じること。

(3)ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がり、加害者となりうること。

(4)興味本位での犯行予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害、脅迫等の罪に問われる場合があること。等

2. お子様の携帯電話の利用に際しては、利用目的・方法、利用時間帯・料金などについて、よく話し合っテルールを決めてください。また、そのルールは定期的に見直しをしましょう。

※1 申出者(保護者)ご本人によるご提出でない場合、申出者(保護者)ご本人に確認の連絡をさせていただく場合があります。

※2 本書のご提出が必要となるのは、20歳未満の方がご契約される場合、または20歳未満の方がご利用者である場合となります。

- ◆ 記載内容が事実と相違することが判明した場合は、フィルタリングサービス不要の申し出がなかったものとして、あらかじめフィルタリングサービスを提供させていただきます場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆ 当同意書は作成日より1ヶ月以内に受理された場合のみ有効です。
- ◆ 記載内容(氏名・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除になることがあります。

申込書番号
-------	-------

受付販売店コード
販売店名
	担当者 TEL () -
同意	1.同意者来店により対面同意確認
確認	2.同意者来店ではないため、架電により同意確認